

平成21年2月16日

下水道部

盛岡広域都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正について

1 改正の趣旨

玉山区の予定排水区域に係る受益者負担金の1平方メートル当たりの単価の額を規定しようとするものであります。

2 改正の内容

1平方メートル当たりの額を260円とします。

3 施行期日

平成21年4月1日からとなります。

4 現在の玉山区の受益者負担金について

盛岡広域都市計画下水道事業玉山公共下水道受益者負担に関する条例（平成12年玉山村条例第8号）の規定により告示された排水区域における受益者負担金の額は、附則第9項の規定により同条例の例（1平方メートル当たり260円）によるとしているところです。

5 玉山区の公共下水道事業分担金について

分担金の額は、盛岡広域都市計画下水道事業受益者負担に関する条例第5条の規定が準用され算定されることになっておりますが、現在、玉山区においては、盛岡市公共下水道事業分担金条例附則第4項の規定により、平成21年3月31日まで1平方メートル当たり260円とする経過措置が適用されております。今回、当該経過措置が終了することになりますが、盛岡広域都市計画下水道事業受益者負担に関する条例第5条の規定が改正されることに伴い、経過措置終了後においても1平方メートル当たり260円で算定されることとなります。

関連資料(位置図)

	現行区域(負担金)
	改正案(負担金)
	改正案(分担金)

